平成２２年（フ）第２０２６号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字西尼ケ塚190番地　アメニティハイツＡ棟101号
債務者　吉永　重人
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０２７号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字西尼ケ塚190番地　アメニティハイツＡ棟101号
債務者　吉永　節子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３７９号
名古屋市港区高木町３丁目48番地　ポートシティ高木405号
債務者　丹羽　節子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４６０号
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字下大田面57番地の６
債務者　家田　哲男
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８１号
愛知県安城市古井町一本木１番地１　古井団地４―202
債務者　柴田　淑子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
岡山県井原市七日市町704番地10
債務者　岡田有希子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
岡山市南区新保654番地12―２Ｆ、申立時の住所岡山県総社市門田330番地１
債務者　永田　邦晴
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
岡山県笠岡市白石島411番地
債務者　中塚　　守
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
岡山県井原市西江原町7696番地１
債務者　山本　芳子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第５４０号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目８番11号
債務者　森　　直
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７２０号
埼玉県所沢市小手指町４丁目17番地の48　光ビル３―Ｂ
債務者　奥石　　進
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７２７号
埼玉県狭山市入間川１丁目18番12号　スカイ狭山市204
債務者　山口　範子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２７２１号
札幌市厚別区厚別中央１条６丁目２番３―506号
債務者　松田　節子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８８１号
北海道北広島市中央２丁目７番地３　広島団地436号
債務者　山田　光江
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１２号
北海道登別市富士町５丁目19番地１
債務者　尾上龍太郎
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
北海道登別市柏木町２丁目２番地１　レジデンス柏木103、前住所北海道登別市柏木町４丁目24番地１　柏葉団地142
債務者　柳　　真紀
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
北海道登別市幌別町３丁目12番地１　プラトンＪ101号室
債務者　佐藤江利子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係